

【騒音】の特定施設一覧表（別表1）

騒音規制法（施行令別表第1）		京都府環境を守り育てる条例（施行規則別表第2の5）	
特定施設名	能力	特定施設名	能力
1 金属加工機械 イ 圧延機械 ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス ホ 機械プレス ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト ヌ タンプラー ル 切断機	（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上） （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上） （矯正プレスを除く） （呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上） （原動機の定格出力が 3.75kW 以上） （タンプラスト以外のもので、密閉式のものを除く） （といしを用いるものに限る）	(2) 金属加工機械 ア 圧延機械 イ ベンディングマシン ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機 カ プラスト キ 自動旋盤 ク 高速切断機 ケ 平削盤 コ 型削盤 サ 研磨機	（工具用を除く。）
2 空気圧縮機及び送風機	（原動機の定格出力が 7.5kW 以上）	(3) 圧縮機	（原動機の定格出力が 3.75kW 以上）
		(4) 送風機	（原動機の定格出力が 3.75kW 以上）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	（原動機の定格出力が 7.5kW 以上）	(5) 粉碎機	
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉碎機	
4 織機	（原動機を用いるものに限る）	(6) 繊維機械擦ねん糸機	
5 建設用資材製造機械		(7) 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント ロ アスファルトプラント	（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上） （混練機の混練重量が 200kg 以上）	ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機	（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上）		
7 木材加工機械		(8) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー ロ チッパー ハ 碎木機 ニ 帯のご盤 ホ 丸のご盤 ヘ かな盤	（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） （製材用 - 原動機の定格出力が 15kW 以上） （木工用 - 原動機の定格出力が 2.25kW 以上） （製材用 - 原動機の定格出力が 15kW 以上） （木工用 - 原動機の定格出力が 2.25kW 以上） （原動機の定格出力が 2.25kW 以上）	ア チッパー イ 帯のご盤 ウ 丸のご盤 エ かな盤 オ 立のご盤	（原動機の定格出力が 0.75kW 以上） （原動機の定格出力が 0.75kW 以上） （原動機の定格出力が 0.75kW 以上） （原動機の定格出力が 0.75kW 以上）
8 抄紙機			
9 印刷機械	（原動機を用いるものに限る。）		
10 合成樹脂用射出成形機		(9) 合成樹脂加工機械	
11 鋳造型機	（ジョルト式のものに限る。）	(10) 鋳造型機	
		(11) 遠心分離機	（直径 1.2m 以上）
		(12) クーリングタワー	（原動機の定格出力が 0.75kW 以上）
		(13) 重油バーナー	（回転式及び低圧空気式を除く。）
		(14) 工業用動力マシン	（同一作業場内に 3 台以上保有する場合）
		(15) ガラス研磨機	
		(16) ニューマチックハンマー	
		(17) コルゲートマシン	